

漁場利用の史的変遷と海村における利益分配

—伊豆須崎の海女のテングサ漁を事例として—

齋藤典子

I はじめに

古代より人は、様々な資源を海洋から得て暮らしてきた。しかし、海洋の魚、藻、貝類は無尽蔵にあるわけではない。そのため、歴史を振り返ると資源をめぐる争いが繰り返されてきた。その結果、七世紀の日本において、本来は無主のものとされる海とその資源は、特権的な海民によって占有されていた¹。一方、土地の所有やその利用は、土地に境界線を引き、囲い込み、近代法に基づき所有者による排他的独占が可能となった。

では、土地のように明確な囲い込みができない海洋の所有と利用は、どのような変遷をたどって現在に至るのであろうか。また、どんな権力が作用し、排他的独占が可能となったのであろうか。漁場利用の歴史の変遷を知ること、現在、漁民が漁場の排他的独占を主張する際に根拠とする漁業権の問題、あるいは海洋資源の利用と分配を考える上でも重要である。

本稿の目的は、伊豆須崎の海女がテングサ漁で得た利益を海村共同体が分配してきた歴史的事実と須崎海民の漁場利用の詳細を、『下田市須崎区有文書』をもとに江戸中期から明治初期までの期間に渡り検討することにある。そして須崎海民が「地先の海」の海洋資源をどのように利用してきたのか、漁場の所有と利用の歴史を明らかにする。

尚、本稿は、漁業のみならず潜水業や海上輸送などを生業としてきた地域の民を「海民」、居住する村を「海村」と定義し、共に海洋資源を利用する海民の集まりを海村共同体と定義する。

1 漁場利用の研究史

漁場の利用と権利に関する研究は、これまで多くの研究者によって進めら

れてきた。網野善彦氏は、14世紀に霞ヶ浦に供祭料の見返りに漁撈特権を与えられた「海夫」がいたことを明らかにした〔網野 1994 45-46〕。また、昭和24年（1949）の漁業制度改革にあたり進められた江戸時代の領主制漁業権や漁場請負制の史料調査をもとに1950年代に羽原又吉氏、二野瓶徳夫氏らが江戸時代の海面占有に関する研究を進めた。

羽原氏は、明治34年「漁業法」が成立するまでの過程を克明にたどることで、幕末から明治の漁業制度の変遷を明らかにした。そして全国の漁場を請負、運上金を納める見返りとして漁獲物を得る「漁場請負人制度」の存在を解明した〔羽原 1952-1957〕。

一方、二野瓶氏は、近世日本の主要漁場の占有形態を惣百姓²が漁場を共有していたか否かで類型化し、流通面から分析した。二野瓶氏は、「総百姓共有漁場説」〔二野瓶 1962〕を唱え、「総百姓共有漁場（村中入合漁場）」が広範にある地域は、漁民の自主性が尊重された「先進地域」。未発達な地域は「後進地域」と位置づけ、近世における漁村と領主権力の関係性を全国的に体系化した。

1970年代には、益田庄三氏が徳川時代初期から幕府が進めた漁業政策とその変化を『漁村社会の基礎構造上・下』で丹念に描き出している。特に徳川幕府中期以降の村浦単位の個別事情を反映した漁業権の設定とそれに基づく漁場利用について、詳細な類型化を基に分析をしている。

さらに、1990年代に入り、漁場の占有利用を地域や時系列で論ずる必要性が提唱され、二野瓶氏の「総百姓共有漁場説」の見直しが進む。その結果、盛岡藩の漁場浦請負事例〔高橋 2002〕、房総半島の漁場浦請負事例〔後藤 2001〕などで幕藩体制の下、漁場利用のあり方は地域によって異なる事が示された。つまり、村と漁師あるいは漁場請負人との関係は、重層的な構造を持ち、二野瓶氏が唱えた単純な二項分類論では収まらないことが明らかとなった。

2 研究経緯と問題の所在

筆者は、2000年から2010年まで、伊豆半島の4箇所では海女のテングサ労働のフィールド調査をしてきた。そこで明らかになったことは、江戸時代後

期より昭和40年代まで海女や海士によるテングサ漁が伊豆半島内40数箇所で行われてきたことであった。その生産量は、最盛期には全国の40%にもほのぼの、中でも直線距離にして4キロ内にある下田市白浜地区と須崎地区は、明治中期から昭和40年代まで、テングサ漁が盛んな地域であった。さらに明治中期から昭和30年代初めまでのおよそ60年間、海女がテングサ漁で得た売却益を地域住民で分配してきた歴史がある。なぜ海女が潜水漁で稼いだ個人の利益を海村共同体で分配できたのか、分配を可能にした要因を明らかにしたいと考えたことが筆者の海女研究の端緒であり、本稿の核となすテーマである。

白浜地区で行われてきた「テングサ利益の平等割分配」については、テングサ労働が女性労働であるがゆえに、家父長制に基づくジェンダー支配によって、分配が容易になったと当初は考え、利益分配を「ジェンダーと階層に根ざした海村共同体内の搾取」と位置づけた〔齋藤 2004〕。

その後、平等分配の背景には、階層やジェンダーによる搾取だけではなく別の要因も働いたのではないかと考えるようになった。それは、「須崎区でもテングサ利益の分配は行われてきたが、白浜のように分配を巡る争いをしたという話は聞いた事が無い」と、須崎区民から聞いたからである。須崎も白浜と同じような分配慣行が存在していたはずである。しかし争いがなかったのは、須崎区民が納得する共通認識が海村共同体内に存在した為、海女がテングサ漁で得た売却益を地域住民で分配できたのではないかと考え、本稿に至った。

本稿では、論拠の手掛かりとして、340年前から須崎地区に残る非公開史料『下田市須崎区有文書』³を用いる。筆者は2004年、須崎区民のご厚意で同文書を閲覧する機会を得た。尚、本稿の考察対象期間は、『下田市須崎区有文書』に基づき、宝暦11年（1761）から明治34年（1901）の明治漁業法の制定を経て、昭和30年（1955）までとする。しかし、須崎地区が隣接する賀茂郡濱崎村に併合されていた明治30年代から昭和20年代までは、『下田市須崎区有文書』が無い為、史料やグラフ等に空白期間がある。

また、文中に出てくる言説は、筆者の聞き取り調査によるものである。尚、文中では、地区の陸続きに広がる海を「地先の海」と表記する。また、

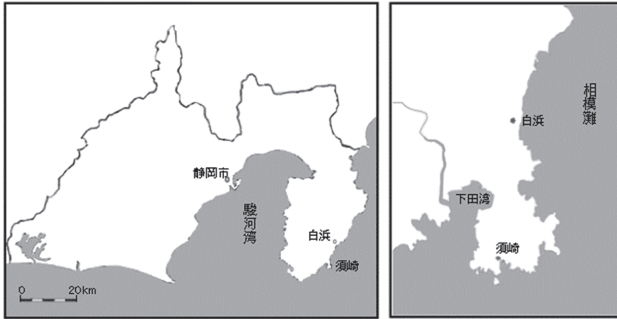


図1 静岡県全図(左) 須崎半島(右)

江戸時代に限り、寛保元年(1741)の『律令要略』の原文のママ「磯の魚獵場」とする。

3 調査地の概要

下田市須崎区は、伊豆半島の東南端、相模灘に面した須崎半島の先端に位置する。白浜区は、須崎区より北東4 km程に位置する。

須崎区の海岸線は外浦区との境から下田湾内の福浦港との境界までの全長12キロに及ぶ。須崎湾を囲む一帯は、護岸堤防が築かれ、西端に狭小の浜があり、海女小屋と漁協の畜養場がある。耕地は、須崎半島台地の頂上付近の平坦部に集中する。耕地のほとんどが自給用作物の畑地で水田は見られない。2008年7月当時の人口は、1,579人(男性765人、女性814人)、戸数は666戸である。港には、150隻以上の船が繫留され、漁師、海女、海士がいる。また区民の4人に1人が漁業協同組合員である。

II 下田市須崎区、白浜区のテングサの利益分配の歴史

下田市須崎区で行われてきた漁場の所有と利用について論じる前に、下田市白浜区、須崎区の「地先の海」のテングサの利益分配の歴史について述べる。

明治中期以降、昭和30年代はじめまで伊豆半島の各地域で行われてきたテングサ事業の経営には2つの方式があった。1つは、海村共同体で経営

する「自営方式」。2つ目は、地先の海である漁場を特定の業者に売り渡し、テングサ採取を任せる江戸時代の浦請負制を踏襲したと考えられる「磯売り方式」である。明治中期以降、多くが「自営方式」で行っていたが、静岡県賀茂郡南伊豆町妻良地区は、地元には海女のなり手がいないため「磯売り方式」を採用、浦請業者が雇った韓国・済州島や三重県志摩半島出身の出稼ぎ海女がテングサ漁を行ってきた。

1 白浜の分配方法

白浜のテングサ利益分配の方法は、分配金額に差をつけず、全戸数で平等に分ける「平等割」にあった。当初、白浜では、テングサの純利益の分配を水田の持ち高に応じた「高割」で分配した。その理由は、江戸時代、農民がテングサを畑に撒く代わりに、肥料代として、領主より下付された「畑地肥料助成金」⁴が「高割」で分配されていたからである。明治22年当時、「高割」で分配を行うと、高頭であった家は167圓の配当を貰い、小前百姓⁵は12圓の配当しか貰えなかった。そのため、小前百姓の不満が発端となり、明治22年、199人の小前百姓が「平等割」を主張し争議を起し、その結果、明治25年にテングサ利益の分配は「平等割」となる〔白浜村心太草採取ノ顛末概要 1936〕。

明治29年（1896）加茂郡濱崎村からの分村を機に白浜のテングサ事業は「自営方式」となり、明治38年「白浜村専用漁業益金配当に関する規定」が定まる。これにより、村の地先の海で採取したテングサは、村営の加工場で加工販売され、その純利益は以下の分配比率に従い、分配されることとなる。

1. 利益の6割を住民への「平等割」に当てる。
2. 利益の2割を白浜村の「基本財産積立て」に当てる。
3. 利益の2割を白浜村の「一般会計」に当てる。

その後、大正4年には、「平等割」が8割に増額される。そして昭和10年、それまで徴収されなかった村民税を徴収する代わりに、テングサ収益金の全額を「平等割」で村民に配当することになった。

具体的な金額は、昭和5年、大卒の初任給が30圓～35圓の頃、村の全戸に1,000圓の配当金が支給された。しかし、大金が村民に行き渡ること

民の生活状態は一変する。大正12年生まれの前テングサ官吏員Aは、昭和10年代の白浜の暮らしぶりについて次のように語る。

「有に半年は暮らせる配当金が入ったがために村民が遊蕩三昧し、勤勉性を失ってしまった。配当金を当てにして、借金する者まで現れ、それを村が肩代わりまでした」。

「平等割」は、村民の勤労意欲を失わせると同時に海女とトマイ（船頭）の勤労意欲をも奪う結果となる。

「テングサ採った後、川で洗って、計量に掛けに行くの。それから30キロの籠を担いで、港から2kmほど砂浜を歩いて、テングサを干しに行ったよ。重労働でヤーだくなった。海に行かん人は飯食べて、風呂浴びてすっかり涼んでる。それを尻目に、私ら両肩に籠二つずつ担いで、船と干場を行ったりきたりするんだもの」と、海女Bは当時抱いていた複雑な心境を明かす。

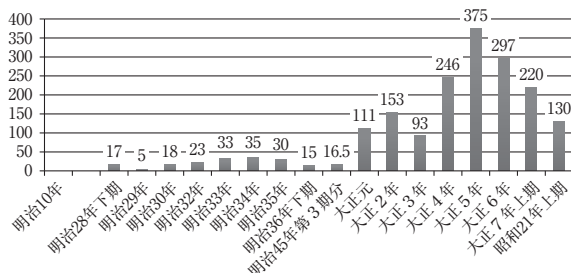
白浜の「自営方式」は、昭和30年（1955）下田町（現下田市）との合併で、共同漁業権を村が放棄するまで続けられた。そしてテングサ事業が村から漁協へと経営移行すると同時に配当金の「平等割」も終わる。その後、テングサの収益は、採藻者に労働報酬の形で分配されることになる。昭和37年、伊豆急行の開通と同時に迎えた民宿ブームで、白浜の海女はこぞって民宿業へと転業する。海女が急減したことで、白浜地区のテングサ漁は徐々に衰退していく。

2 須崎の分配方法

明治から昭和30年代まで須崎区で行われていたテングサ利益の分配に関する方法、利益分配率、分配期間などの規約は、『下田市須崎区有文書』目録には残されていない。そこで、『下田市須崎区有文書』に残る【史料1『天草配当金控え』帳17冊】をもとに明治28年から昭和21年9月迄の1戸当たりのテングサ配当金を推計した。

須崎区民に分配されたテングサ収益金の1戸あたりの分配金額は、明治28年下期は17円、明治34年には35円と、配当額は2倍になっているものの大きな変動は見られない。しかし、大正元年になり分配金が急激に増加す

漁場利用の史的変遷と海村における利益分配



出典 『下田市須崎区有文書』「天草配当金控え」を基に作成

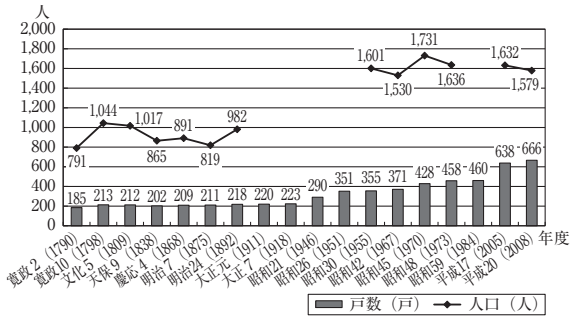
グラフ1 須崎地区テングサ配当金の推移
1戸あたりの配当金額 (円)

る。理由として、テングサの豊漁、採藻者の増加などが考えられるが、テングサ経営が「磯売り方式」から、「自営方式」へと変わった時期ではないかと推測される。そのため、利益が村に直接入り、大正5年の配当額は1戸あたり375円にも上った。ちなみに敗戦後の昭和21年9月期だけでも1戸あたり130円が分配されている。支給された金額が現在、どれくらいの価値を持つかについては、正確な値を出す事は困難ではあるが、大正5年当時の375円は、現在の金額にして110万円近いと言われる。須崎のテングサの利益分配に関する特徴は、次の2点である。

【特徴1】 分家を制限

須崎の利益分配の特徴は、分家を制限することにある。グラフ2は、寛政2年から平成20年までの須崎区の人口と戸数の推移である。作成は【史料2『下田市須崎区有文書』(追加目録76)「戸数人員調べ帳」明治5年(1872)】、【史料3『下田市須崎区有文書』(目録番号なし)「戸籍取調帳」明治7年(1874)から昭和45年(1970)】を基にした。これを見ると、須崎区の戸数は寛政2年(1790)から明治24年(1892)までの100年間に人口が200人増えたにもかかわらず、地域内で分家の数は33軒しか増えていない。

戸数制限の根拠として、【史料4『下田市須崎区有文書』(追加目録4)「村法度定之帳」明和8年(1771)】がある。そこには、幕府より隠居、分家を厳しく制限する旨の達しがあったことが記されている。グラフ2を見ると、昭和20年頃まで戸数制限を遵守してきたことになる。テングサ利益の分配



出典 『下田市須崎区有文書』「戸数人員調べ帳」及び「戸籍取調帳」を基に作成

グラフ2⁶ 須崎地区の人口と戸数の推移

は戸別割であったため、分家を多くすると分配数が増える。そこで分家の数を増やさない方策が恣意的にとられてきたと考えられる〔齋藤2009〕。村落の戸数を制限することで「地先の海」に入漁人数を一定数に保ち、資源保護と同時に利益分配の安定化を図ったものと考えられる。

【特徴2】 配当金の分配制限

二つ目の特徴は、分家や転籍で村に移り住んだ住民へのテングサ配当金の分配制限である。【史料5 『下田市須崎区有文書』(目録423)『昭和15年9月須崎配当調査簿』】には、須崎区民の居住状況と配当金額が掲載されている。例えば、他所から昭和9年に転籍してきたCは、昭和7年須崎区に土地と家を所有した。しかし、配当金取得月日予定欄には「昭和40年」と、記載される。須崎区民になってから31年目にして、初めてテングサ配当金の取得権を得る予定であった。

一方、大正3年に分家したDは、昭和6年から配当金を得る事ができた事が記されている。分家した者は、18年目にして配当金の取得権が認められていたのである。史料5を見る限り、認証期間は転籍者30年、分家10年～18年とバラツキが見られる。

これら慣行は、テングサの利益分配がなくなった現在でも残る。それは、転入者が漁業権の取得までにかかる期間である。期間は明文化されていないが、須崎地区の伝統的ルールに則って、今も「漁業権」の取得には、10年

から15年近くかかるという。

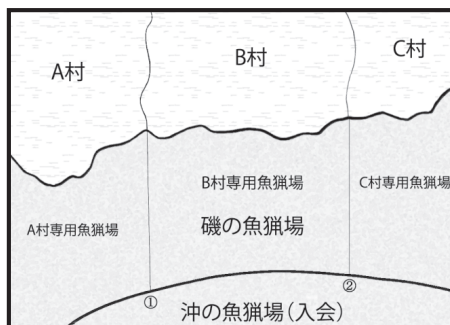
Ⅲ 江戸時代の漁場利用と漁業権

前章では、白浜と須崎のテングサの利益分配について分配基準や方法を比較した。本章以降は、須崎区、白浜区では、なぜ海女が「地先の海」で採藻したテングサ利益を海村共同体が成員間で自由に分配できたのか、その理由を明らかにしていく。Ⅲ章では、徳川幕府の漁業政策と漁場利用について、法令集『評定所御定書』、『律令要略』を基に検討する。

1 江戸時代の漁場空間認識

江戸時代の漁民は生業の場である漁場空間をどのように捉えていたのだろうか。距離を測る道具も少なかった時代、海の広さや位置は、どのような言葉で表記されていたのであろうか。古くからある漁場空間を表す言葉に「磯は地附次第、沖は入会」がある。海面を沖と地先で表す空間概念を表すと、図2のようになる。

それぞれ村の前に広がる海面が村専用の漁場「磯の魚猟場」である。そして、その沖合に広がる入会漁場が「沖の魚猟場」である。「磯の魚猟場」は村の専用漁場であり、「沖の魚猟場」は、公の海という認識である。また、



出典 [金田2001 6]に基づき筆者作成

図2 江戸時代の漁場概念

この概念は、現在の漁業協同組合による共同漁業権漁場規定の基層にもなっている [秋道 2010 93-94]。

漁場を磯と沖で捉える概念の根拠となる史料が元文2年(1737)『評定所御定書』⁷と寛保元年(1741)『律令要略』⁸である。『律令要略』には、江戸時代に徳川幕府が進めた様々な法政策が記されている。その内、漁場に関する項が「山野河川入会」にある。

史料6で「磯の魚獵場」と「沖の魚獵場」について確認する。

【史料6 『律令要略』寛保元年(1741)「山野河川入会」(一部抜粋)】

- 一、魚獵入會場者国境之無差別
- 一、入海は兩郡之中央限之魚獵場なり例有
- 一、村并之魚獵場は村境ヲ沖見通し獵場の境たり
- 一、石獵者地付根付次第なり、沖の入會
- 一、藻草之役錢⁹無之魚獵場之無差別地元次第蒞立
但役錢も無之
- 一、魚獵場之障成に於ては藻草刈取之儀禁之
- 一、入會魚獵藻草共に兩郡之中央限之

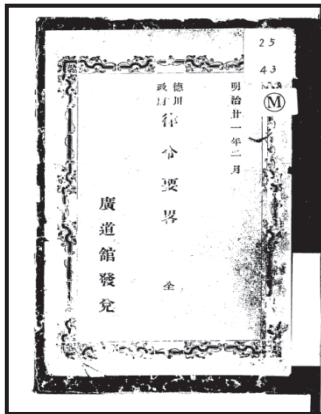


写真1 『徳川政府律令要略』
福富恭禮 1889

- 一、海境之木者海と磯と見通貳本建例多三本建は濱或は網干場境たり
 - 一、海石或は浦役永於納之者他村之獵場たるとも入會の例多し
 - 一、海石或は浦役永於無之者居村之前之海にても他之獵場故魚獵禁も例多し
- 但船役永雖網之沖漁或は船繫役にて魚獵之浦役永にて者無之類多し

史料6は、山野、海、河川の入会について書かれた項で大意は次の通り。

(注) 史料6に対応して上から順に番号を付す。

1. 魚獵入会場 (図2 沖の魚獵場) で漁撈をする場合は、国の境界線の差別がない。
2. 入海は両郡の中央限りの魚獵場であるという例がある。
3. 並村する村の魚獵場 (図2 磯の魚獵場) は、村境を起点として沖を見通した線が境である (図2 ①②)。
4. 石獵は陸から地続き、磯根続きである。沖合は入会である。
5. 藻類の雑税は無い。魚獵場の差別も無い。刈立¹⁰は、地元次第で雑税は無い。
6. 魚獵場の状況によっては、藻草類の刈取りを禁ずる。
7. 入会漁藻草共に両郡の中央に限って行なう。
8. 海境の木は、海と磯を見通す場所に二本建てる例が多い(図2 ①②)。三本建ては、浜もしくは網干場との境である。
9. 海石或は浦役永¹¹を納める者は、他村の獵場でも入会の例が多い。
10. 海石或は浦役永を納め無い者は、村の前の海であっても他の獵場である故、漁を禁ずる例が多い。但し、船役永¹²といえども網の沖漁¹³、あるいは船繫役¹⁴なので漁の浦役永ではないことが多い。

史料6から江戸時代の漁場空間認識と海面利用は、次のように決められていたことは、明らかである。

1. 江戸時代の海面概念は、磯と沖合の2つに分けられていた。
2. 「沖の魚獵場」は、境界線のない入会漁場 (図2 沖の魚獵場) であり、漁業者は自由に漁撈活動を行なうことができた。
3. 漁のための入海は、隣り合う3地域 (A、B、C村) の真ん中、B

村の磯の魚猟場だけという例がある。

4. 「磯の魚猟場」は、隣り合う村の境界線を起点にし、沖に延長したラインが隣村との境である。
5. 石猟は、地続き、磯根続きの村の漁場（図2 磯の魚猟場）で行なわれていた。

石猟の意味は、明白ではないが文脈から採藻・採貝でないかと推察できる。

2 「磯の魚猟場」は「村の専用漁場」という言説をめぐって

現在、日本には、地元漁民が採貝採藻を行う漁場（海村共同体の前に広がる磯）を使用する権利、「共同漁業権」がある。「共同漁業権」は知事による免許制で、地元の漁業協同組合が管理する。「共同漁業権」は、地域の漁業協同組合員のみが磯の獲物を独占的に採ることが許される排他的独占権である。その根拠の基とされてきたのが「村の前に広がる「地先の海」（磯の魚猟場）は、「村の専用漁場」という言説である。

この言説について秋道智彌氏は、「江戸中期の元文二年（1737）、『評定所御定書』に「磯は地付根付き、沖は入会」とする原則が決められた。これ以前の中世、古代においても陸域と沿岸域を村のなわばりとみなす考え方〔保立1987〕が実践されていた。一方、近世の漁業の先進地域であった瀬戸内海や大坂湾では、村ごとの漁場が狭い海域にひしめき合っており、地先漁場であっても、相互に入漁できる申し合わせが17世紀には決められることが多かった〔秋道 2010 94〕。

また、金田禎之氏も「封建領主が地先水面を領有し、磯漁猟場として漁業の権利を村に与えた『一村専用漁場制度』が江戸時代に確立した〔金田 2010 3〕」と述べる。

これらの言説から、「村専用の漁場」である「磯の魚猟場」の利用は、村のなわばりとして、村民であれば誰もが利用できた可能性が高いように思われるが、どうであろうか。次項では、税と漁場利用の観点から更に検討する。

3 納税者だけに認められた「磯の魚獵場」の利用

史料6には、税についての記載が見られる。藻類の雑税は無い。「刈立」も雑税は無いと記されている。貢租賦課の対象から外れる品目は、藻類と刈立だけであるので、「磯の魚獵場」で漁獲された魚や貝は、当然、課税されたと考えられる。また、史料6には「沖の魚獵場」に関する税については、全く記されてはいない。

筆者が史料6の「磯の魚獵場」に関する事項で最も着目するのは、次の2点である。

- 一、海石或は浦役永於納之者他村之獵場たるとも入會の例多し
- 一、海石或は浦役永於無之者居村之前之海にても他之獵場故魚獵禁も例多し

但船役永雖綱之沖漁或は船繫役にて魚獵之浦役永にて者無之類多し

記載によると、海石や浦役永を納めた者は、他村の漁場にも入会できるのに対し、納めない者は、例え、居住村の前の海であっても漁撈を禁じられていたことがこの記述からわかる。江戸幕府が百姓や商工業者に課した税のうち、労役にあたるのが海石や浦永である。幕府は「磯の魚獵場」の利用を労役を含む納税者だけに認めていたことになる。

つまり、居住村の地先の海である「磯の魚獵場」は、村民が自由に入漁でき、何の制限もなく海洋資源を利用できるオープン・アクセス [秋道 2004 88] の漁場ではなかったのである。

4 「沖の魚獵場（入会）」が課税されなかった理由

史料6には、「魚獵入會場」、「沖の入會」の記載が見られる。「入会」とは、地域限定の共有制を意味する他、共有地や共有資源を指す概念としても使われる。また、農林漁業などを基盤とする村落共同体では、入会地、共有林、沿岸の共同漁場などの共同的所有のあり方や制度 [井上 1995] と、定義される場合もある。つまり、海村における「入会」とは、漁民や地元住民が共同で利用する「なわばり」 [Christy 1982] である。その場合、住民が共

有領域とその資源の利用を占有するため、外部者を排除することがある〔秋道 2004 15〕。

史料6では、「沖の魚獵場」については、「入会」と記される。「入会」を前述した定義で解釈すると、「沖の魚獵場」は、隣り合うA、B、C村(図2)の共有領域と見なされ、A、B、C村が共同で利用慣行を決め、権利を共有したことになる。だから幕藩は介入できなかったのではないかと推察される。つまり、「沖の魚獵場」は幕藩の管轄外だったために「沖の魚獵場」の税については触れていないのである。

「沖の魚獵場」については、金田禎一氏も「磯の漁獵場は領主の所領領域と見なされ、貢租賦課の対象であった一方、沖の漁獵場は、領主の所領領域の対象外であった」〔金田 2010 2-7〕と述べている。それゆえ「沖の魚獵場」の漁獲物は課税されなかったのである。

IV 須崎の「磯の魚獵場」利用の変遷と幕府の税政策

Ⅲ章では、徳川幕府の漁業政策に基づいた江戸時代の漁場利用に関する規定について検討した。その結果、「沖の魚獵場」の利用は、税とは関係なく「入会」であり、「磯の魚獵場」の利用は、納税者に限られていたことが明らかとなった。Ⅳ章では、須崎の「磯の魚獵場」利用の変遷について、幕府の税政策の観点から考察する。

1 入札で決まった須崎の「磯の魚獵場」の浦請負人

『下田市須崎区有文書』には、須崎の「磯の魚獵場」について書かれた史料が数多く残る。最も古いのが宝暦11年(1761)『下田市須崎区有文書』(追加目録2)「浦手形之事」(虫喰い判読不能)である。それから100年後の元治2年(1865)2月に書かれたのが、史料7『下田市須崎区有文書』(目録62)「天草浦請替ニ付請書附入」である。

【史料7. 『下田市須崎区有文書』(目録62)「天草浦請替ニ付請書附入」
元治2年(1865)2月】

入札之事

須崎村

一石花菜・蛸・榮螺

御運上¹⁵金壱ヶ年ニ

金三百四拾五両 但御口永¹⁶共

永百五拾文

前書之通御入札仕候處、相違無御座候。

私共落札ニ相成候ハヽ、當丑年の来ル午

五月迄中年五ヶ年季村方¹⁷へ御請負

被仰付被下置候様、奉御願上候。以上

當御支配所須崎村惣代

元治二丑二月日

組頭 五右衛門

同傳兵衛代 長右衛門

葦山

百姓代 弥次兵衛

御役所¹⁸

(○改行は原文のまま。以下同じ)

史料7は、元治2年(1865)2月、須崎村の惣代を務める組頭・五右衛門外2名が浦の請け替えにあたり、葦山御役所に提出した入札書である。大意は次の通りである。

須崎村は、石花菜(テングサ)、蛸(アワビ)、榮螺(サザエ)の運上金として1年に付き、金345両、付加税として錢150文で入札したことに相違ありません。私共が落札したなら、本年より来る午年5月迄の5年間、我々村方にどうぞ請負わせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

史料7から次の事が明らかとなった。

1. 江戸末期の1860年代、須崎の「磯の魚獵場」は、入札によって浦請負人が決められていた。浦請負人の人選は、入札次第で流動的であった。
2. 元治2年(1865)2月、須崎村の村方三役が代表となり、1年に付き金345両の雑税を納めることで、須崎村が「磯の魚獵場」のテングサ、アワビ、サザエの採藻、採貝の採取権を獲得する入札に参加した。
3. 落札した場合、浦請の期間は5年であった。

2 村のなわばりではなかった須崎の「磯の魚獵場」

元治2年(1865)2月の入札結果については、『下田市須崎区有文書』の中に該当する文書が無く、定かではない。しかし、宝暦11年(1761)『下田市須崎区有文書』(追加目録2)「浦手形之事」(虫喰い判読不能)に「浦手形」の文字が読み取れることから、1761年当時、須崎の「磯の魚獵場」は、すでに浦請負制が導入されていたことになる。

また、史料6『律令要略』寛保元年(1741)「山野河川入会」では、「藻草之役銭無之漁場之無差別地元次第立但役銭も無之」と、藻類の雑税は無いと記されている。しかし、史料7で須崎の「磯の魚獵場」で採藻されたテングサにも課税されていたことが明らかとなった。

江戸時代の伊豆は、幕府の直轄領が多く、須崎をはじめ、伊豆半島の村々の「地先の海」の利用権を入札で一番の高額者に落札させていたことになる。その結果、もし、須崎村で落札ができなかった場合は、村落共同体で「磯の魚獵場」の占有を図ることはできなかったのではないかと考える。つまり、「浦請負制」が導入されていた村の「磯の魚獵場」は、「村の専用漁場」ではなかったのである。

3 幕府が「浦請負制」を導入した背景

須崎では、1761年以前から「浦請負制」が導入されていたことは前述した通りである。幕府は何故、須崎の「磯の魚獵場」に海方税(浮役)を課さず、「浦請負制」を導入したのであろうか。その背景について検討する。

海面使用権料の意味合いを持つ海方税(浮役)は、漁に使う網を所有する津元(経営責任者)が納める定納の地代にあたる税で、慶長5年(1600)にはすでにあった[和田 1956 103]。しかし、享保年間(1716-1736)になると、不漁で困窮した津元が浮役納入免除を訴える事も多くなり、幕府も財政難から財政改革(享保の改革)に着手する。年貢米においては、年ごとの収穫量から年貢率を決める「検見法」を改め、過去3年から10年の収穫高の平均から決める「定免法」を採用した。そのため、豊凶に関わらず一定の年貢が集められ、年貢の徴収額は上がった。

そこで幕府は、「海方税」についても見直しを図ったと考えられる。それ

まで行われていた網漁で水揚げした魚への課税「魚漁分一」¹⁹では、漁業採取高や相場によって変動があり、幕府にとって、安定した収入にはなり得なかったからである。さらに「魚漁分一」は、浜奉行と呼ばれる役人が水揚げ時に浜に出向き、徴収にあたっていたため、人件費と手間が大変かかる事も見直しの理由となったであろう。そこで収入の安定化を図るために考え出されたのが海面の「浦請負制」である。「浦請負制」は、税の徴収作業の全てを請負人が肩代わりするだけでなく、高値で町商人が請負ったため、漁の豊凶に関わらず、一年を通じて幕府は、安定的な収入を得ることができた。

4 享保年間以降、浦請負人が所有した須崎の「磯の魚猟場」の利用権
須崎では、享保年間（1716-1736）以降、前述した宝暦11年（1761）『下田市須崎区有文書』〔追加目録2〕「浦手形之事」にみられる様に「磯の魚猟場」に「浦請負制」が導入され、入札によって浦請負人が決められていた。また、入札結果によっては、史料7の様に村が浦請負し、雑税を払い、「磯の魚猟場」の利用権を得る場合もあったと考えられる。

以上のことから、江戸幕府の直轄領であった伊豆国賀茂郡須崎村の「磯の魚猟場」の利用権は、浦請負人にあり、「磯の魚猟場」を排他的に利用していたと考えられる。

須崎の浦請負制について益田庄三氏は、「豆州加茂郡濱崎村須崎では五年間の期限付で請負人を選定し、当人に村内の石花采（テングサ）の採集を請負わせ、村民が採集した一切の石花采を一手に買い取る権利を与えるとともに分一²⁰の義務を負わせていた〔益田 1970 378〕」と、農林省水産局・旧藩時代の漁業制度調査資料・第一編・七〇頁を基に論じた史料も新たに見つかっている。

V 明治初期の「地先の海」と漁業権

これまで、江戸時代における須崎の「磯の魚猟場」について論じてきた。次に明治時代以降の「地先の海（磯の魚猟場）」の利用について検討する。

明治初期、江戸時代の慣習からの脱却をめざす新政府は、海面利用に関す

る新たな制度（明治漁業法）作りの模索を始める。この頃、須崎の「地先の海」の利用権はどのようになっていたのであろうか。

1 海面使用を巡る駆け引き

次に『下田市須崎区有文書』中に残されていた4つの史料を提示する。

【史料8 『下田市須崎区有文書』（追加目録81）須崎浦天艸鮑榮螺御請負奉願上候書付 明治6年（1873）10月】

（読み下し文で表記）

豆州賀茂郡

須崎村

恐れ乍ら書付けを以って、願ひ上げ奉り候

豆州賀茂郡須崎村小前并に村役人共一同、申上げ奉り候。

私共村方、天艸鮑榮螺御請負の儀、同郡下田町鈴木吉兵衛御請負罷り在り候處、来る明治七年四月年季明けに相成る段、承知致シ候ニ就いては、当村小高不相当の人口多くに付、過半海面所業を以、活計罷り在り。殊に右御請負他へ渡り候ては、自村の稼ぎは、他の者へ日雇稼ぎ致し候に付、他所ヨリ海土数多く入れ込み候節は、自稼ぎ無数相成り、之に加え田畑肥やし海艸取り入れ方差し支え、傍觀候儀歎ケ敷く存シ、吉兵衛請負致さず、以前東京其の外ノ者共、請負候砌ヨリ、多年痛心罷り在り候儀に付き、今般村内一同相談の上、是まで吉兵衛御請負金へ尚又出精増金の上、吉兵衛御請負跡拾ヶ年季村請負仰せつけられたく願ひ上げ奉り候。この段、お聞き濟みの上は、当村の者一同相助かり、有り難き仕合ニ存じ奉り候。以上

豆州賀茂郡

須崎村

農貳百十四人惣代

明治六年十月

土屋 甚三郎 ⑩

森 平重郎 ⑩

村松 彦四郎 ⑩

漁場利用の史的変遷と海村における利益分配

	小沢	佐右衛門	㊦
	森	弥三郎	㊦
	森	万右衛門	㊦
	土屋	左衛門	㊦
	土屋	作右衛門	㊦
	小沢	市右衛門	㊦
	田中	興左衛門	㊦
	小沢	長兵衛	㊦
	田中	長右衛門	㊦
	田中	五右衛門	㊦
	山本	吉右衛門	㊦
小前惣代	清水	治五右衛門	㊦
副戸長	山本	伊助	㊦
戸長	土屋	傳兵衛	㊦

足柄縣権令 柏木忠俊 殿

史料8は、明治6年10月、豆州賀茂郡須崎村戸長・土屋傳兵衛が足柄縣権令・柏木忠俊に宛てた「須崎浦天艸炮榮螺御請負奉願上候書付」である。

それによると、浦請負人の鈴木吉兵衛の年季が明治7年に明けた後、もし、請負が他所に渡ってしまうと、これまで過半数の村民で行ってきた稼ぎが他所者に渡るだけでなく、他所から海士が入り込んで稼ぐ者が多くなり、生計が立ちゆかなくなる。また、田畑の肥やしとして海草を採ることさえもできず、傍観するわけにはいかない。そこで村では、吉兵衛の浦請負金よりさらに増金する事を条件に、10年間の村請負を足柄縣権令に嘆願したのである。

しかし須崎村では、村請申請するにあたり、事前に浦請負人・鈴木吉兵衛に掛け合ったようだ。その返事と推測されるのが明治6年10月、浦請負人・鈴木吉兵衛から須崎村戸長・土屋傳兵衛に宛てた史料9である。

【史料9『下田市須崎区有文書』（追加目録82）「天草請負規定確認」
明治6年（1873）10月】

前書之通規定致し置候処、今般其御村方々右天草浦仲間加入被成赴、我等方江御掛合有之候得者、此儀御断申上候。右趣意与而村益増金可仕様申上候。然る処其御村田中長右衛門殿御立入、是迄之村益金江當増金与而五拾圓、都合壺ヶ年ニ金八拾圓与相定、双方示談行届申候処実正也。然ル上来甲戌年より我等請負中、毎年村益金八拾圓宛無相違御渡し可申候。且前書之慮り御互二かたく相守当可申候。依之為取替規定、次紙連印證書、如件

天草浦請負人

右町 鈴木吉兵衛 ㊥

明治六癸酉十月

親類證人兼 同 山田万右衛門 ㊥

同 鈴木重右衛門 ㊥

立入人 右 田中長右衛門 ㊥

須崎邑 戸長 土屋傳兵衛殿

大意は、次の通りである。

前書の通り規定していましたが、今般そちらの村方より、天草浦仲間に加入成されたく私たちの方へ掛け合われたようですが、このお話はお断り申上げます。このような趣意ですので、村益を増金する様に致します。そこで、貴村の田中長右衛門殿お立ち入りのもと、これまでの村益金に増金として50圓。都合壺ヶ年ニ金80圓が適當ということで、双方が示談しております。この上は、来る甲戌年（明治7年）より、私どもが請負中は毎年、村益金80圓を間違いなくお渡し申すように致します。かつ前書をよくよく考え、お互いに固く守りましょう。よって規定取り替えの為の連印證書を添付いたします。

史料9から須崎村が村請負するには、浦請負人で組織する天草浦仲間に加入することが必要であったことが窺える。しかし、この須崎村からの申し出は、鈴木吉兵衛の拒否で達成できなくなる。その代案が村益金の増額で

あった。須崎村の田中長右衛門が立ち合い検分した結果、50圓の増金が妥当ということで、年80圓の村益金を鈴木吉兵衛が須崎村に支払うことで双方が示談した。

当時、浦請負人は、新政府に雑税を払うだけでなく、請負った「地先の海」と地続きの村にも村益金を支払うことで、「地先の海」の海面利用権を得ていたことになる。須崎村は、自村で村請負が出来ない代わりに村益金の増額を浦請負人と交渉するなど、「地先の海」の浦請負を巡って村と浦請負人との間で駆け引きが行なわれていたことが史料から読み取れる。このような駆け引きが明治時代に入ってから始まったものか、すでに江戸時代から行われていたかは、定かではない。

2 国家管理となった地先海面の使用

明治政府は、明治8年2月20日付で雑税の廃止を打ち出す。その後、明治8年12月19日太政官布告第195号を布告する。

【史料10 太政官布告第195号、明治8.12.19】

従来人民ニ於テ海面ヲ区画シ、捕魚採藻ノタメ所用致居候者モ有之候
処、右ハ固ヨリ官有ニシテ、本年二月第廿三号以後ハ所用の権無之条、
従前之通所用致度者ハ、前文布告但書ニ準シ、借用ノ儀其管轄庁へ可願
出、此旨布告候事

[出典 辻 1994]

明治政府は「従来の慣行であった海面を区画で割り、捕魚や採藻のために人民が所用していた海面は、明治政府のものである」と、明確に国のものであることを謳っている。そして、雑税廃止以後、人民に海面を利用する権利はないので、これ迄の様に海面を利用したい者は、管轄庁へ「海面借用願」を出すことを通達している。

さらに明治政府は、海面借区制にかかわる太政官達第215号を出す。それによると、捕魚・採藻などの漁業を行う者に官有の海面を貸与する代わりに、借用料をとることを通達した。

3 雑税の廃止で入漁が自由になった須崎の「地先の海」

雑税の廃止と海面借区制の通達により、須崎の「地先の海」の利用と漁業権はどのように変化したのであろうか。史料11と史料12から検討したい。

【史料11『下田市須崎区有文書』（追加目録92）「地先海面拝借願」明治9年（1876）5月】

第五大区七小区下田町鈴木吉兵衛代鈴木重右衛門申上奉候。私方祖先代ヨリ同区須崎村・柿崎村・谷津村右三ヶ村地先海面年季ヲ以受負、天艸・鮑・サザイ取揚営業仕来り、税金上納仕居候處、昨明治八年一月ヨリ雑税御廃止被仰出、有難拝承仕候得共、右税納不仕候上は、自他之無差別他より自俣ニ入込勝手に営業仕候様二相成候而者、難洪罷在候間、右三ヶ村と自談仕、従前之通私方二而海面拝借願上候積、掛合行届候に付、旧足柄県御丈庁江も其段奉願上候處、今般當縣に御管轄御政定相成候に付、以書面願上候。何卒前書三ヶ村地先海面拝借被仰付度、御決濟ノ上は御規則之通税納可仕候、右願之通御採用奉願候、以上

九年五月

下田町鈴木吉兵衛代

鈴木重右衛門

静岡縣令大迫貞清殿

史料11は、下田町の浦請負人・鈴木吉兵衛の代理人・鈴木重右衛門が明治9年5月に静岡県令大迫貞清に宛てた「地先海面拝借願」である。大意は、次の通りである。

鈴木吉兵衛は先代より、須崎、柿崎、谷津の三カ村の地先海面を年季で請負、税を納めテングサ、アワビ、サザエを取ってきた。しかし、明治8年1月から雑税が廃止となり、それ自体は有難いが、勝手気ままに人々が地先の浦に入り、採貝・採藻するので難渋している。そこで、三カ村と話し合いを持ち、今迄通り、海面拝借を掛け合い、旧足柄県御丈庁にもお願いをした。そこで、今回は管轄である静岡県に御裁定いただくよう、文書を以てお願いする次第である。どうか、三カ村の地先海面を拝借できるようお願い申上げる。ご決済をいただいたなら、規則通り税を納めますので、願いをご採

用いただきたい。

雑税廃止後、明治政府は、太政官布告第195号で海面を官有地とする一方で、管理は地区の役所に一任した。さらに太政官達第215号で捕魚採藻は、借用料を取って、官有の海面を貸与する旨を通達した。海面を土地と同じと見なす「官有地借用料」という新たな収税方式を採用したのである。このように明治初期の日本政府の漁業政策は、江戸時代の雑税方式とその内容は変わらないものであった。

史料12は、同時期の明治9年5月13日に静岡県が沿海村の区戸長に宛てた文書である。

【史料12 『下田市須崎区有文書』(追加目録94)「沿海村々区戸長江」
明治9年5月13日(1876)】

沿海村々 区戸長江

海面区画借用之儀に付、昨八年十二月第百九拾五号公布之趣二寄追々出願候處、中二区画絵図面ヲ添付セス、又ハ一湾之内数村相連トテケ村ニテ全湾借用之願ヲ立、同湾村方故障之有無不申、出向も有之、不都合ニ付、右等之儀無之様可心得。且右公布之内、所用之権無之と言ヲ心得違致シ、カヲ以他村所用スベキ地勢ナルヲモ侵掠専用セントシ、或ハ旧來税納セシ廉ヲ首張シテ、近隣相親ムベキ道理ヲ乖キ故ラン争端を開き候。類心得違之者無之様区戸長於て篤々注意説諭可致候段、兼而右違候事

九年五月十三日

静岡県

史料12の大意は、次の通りである。

海面区画の借用にあたっては、昨8年12月の第195号の公布に寄り、追々、借用願いを出す村もあるであろう。中には区画絵図面を添付せず、一湾を囲む数村が連名で出願すべきところを、一ケ村だけで全湾の借用願を出し、同湾の他の村方が不服を申し出ている例もある。これは、大変不都合なので、こういうことが無い様、心得るべきである。さらに、右公布の内、海

面所用の権が無いという達しを、心得違いをし、地理的に他村が所用すべき海面も力づくで侵掠し、専用としてしまう行為がある。また、以前納税したことを主張し、近隣とともに海面の利用を図るべき處を道理に背き、争乱を起こすといった心得違いの者が出るのが無き様、区戸長で篤々と注意、説諭するよう達しを出す。

史料12は、海面管理を委託された県が各町村に宛てた海面区画借用願いの提出を促す文書である。そして同時に「地先の海」の借用を巡る近隣村との争いを戒めるものでもあった。雑税の廃止後、借用料を払えば、誰でも海面の借用が可能になったことから、借用を巡り漁業者間の紛争は激化、全国津々浦々の漁場で混乱を招く結果となった。

そこで、明治政府は、明治9年7月太政官達第74号を発して、海面を貸与するという太政官達第215号を撤廃した。また、新しい漁場占有権の基準は、旧慣を尊重するように指示し、漁業税は府県税として課せられることとなった。この後、明治政府発足当初の漁業政策は、府県段階で展開されることになる。

4 明治漁業法の制定

明治維新以後、明治政府の漁業政策は幾度の方針変更を経て、明治34年「明治漁業法」が成立した。「雑税廃止」「海面官有」「海面借用」と、新たな制度を導入するたびに起きた漁業者間の紛争を収めるためにも、一日も早い漁業法の制定が必要であった。明治漁業法は、専用漁業権、定置漁業権、区画漁業権、特別漁業権の4つの漁業権から成る。そしてその目的は(1)沿岸漁業秩序の規制 (2)沖合遠洋漁業秩序の規制と漁業許可制度の導入 (3)資源保護のための漁業取締制度の3つである。

磯の魚猟場における漁業は専用漁業権に、個別独占漁場における漁業は、定置漁業権、区画漁業権、特別漁業権に組み入れられた。つまり、明治漁業法は、江戸時代の慣行を継承したものであり、その基本理念は、昭和24年に制定された現行漁業法の「共同漁業権」にも受け継がれている。

VI おわりに

日本では、古くから海村集落の「地先の海」（磯の魚獵場：以降省略）は、村のなわばりとして、地域住民が独占的に利用でき、沖は入会という概念が共有されてきた。本稿では、『下田市須崎区有文書』を基に須崎海民の漁場利用の歴史をたどることで同概念について考察を重ねてきた。

そこで明らかとなったのは、江戸時代、徳川幕府は「地先の海」の利用を労役や雑税を納めた者だけに認め、地域によっては、村民が自由に入漁できる村のなわばりではなかったことであった。

また幕府は「地先の海」の利用に課す雑税を安定的に徴収するためのシステムとして、地域によっては、入札による浦請負制度を享保の改革で導入、幕末まで入札によって浦請負人が決められていた。浦請負制が導入された海村では、「地先の海」への入漁・漁撈・販売に関する権利は、入札で決まった浦請負人が持ち、「地先の海」を排他的に利用していたことが明確となった。

本稿で取り上げた静岡県下田市須崎区の「地先の海」においても宝暦11年（1761）にはすでに、浦請負制が導入されていた。そのため、村が浦請負した場合に限り、村民がテングサ、アワビ、サザエを自由に採ることができた。また、特定の浦請人が請負った時は、村民は海面を利用することが可能であり、採取物を浦請人に買い取ってもらう事ができた。しかし、他の浦請負人が請負った場合は、よそから海士を連れて来ることもあり、村民は入漁できず生計が成り立たなくなることもあった。さらに、『律令要略』「山野河川入会」には、藻類は無税とされているが、須崎の「磯の魚獵場」で採藻されたテングサは課税されていたことが明らかとなった。

これらの事から、徳川幕府の漁業政策は、財政難から享保年間（1716-1736）に行われた享保の改革で大きく変化したことが窺える。また、1741年に定められた『律令要略』「山野河川入会」に記されている法令と須崎村のケースが大きく異なることから、徳川幕府の漁業政策は、地域により異なっていたことも明らかとなった。

さらに明治時代に入り、政府が雑税を廃止したことで、「地先の海」は一時、誰もが利用できるオープン・アクセスの海となった。しかし政府は、海

面を土地と見なした「官有地借用料」を設定、借用料を支払うことで漁場の利用を認めたため、利害対立で紛争が起きたことも分かった。その解決策として、登場したのが明治34年に施行された「明治漁業法」である。しかし、「明治漁業法」で定められた漁業権(専用漁業権、定置漁業権、区画漁業権、特別漁業権)は、江戸時代の慣行をそのまま継承したものであった。

以上、須崎海村に住む人々の140年(宝暦11年—明治28年)に渡る「地先の海」の利用の歴史をたどると、海村に住む人々にとり最も身近な海は「地先の海」であり、決して「沖」でないことが明らかとなった。しかし、前述したように地域によっては、村民が自由に入漁できる「村のなわばり」としての機能を持たなかった。須崎地区の場合も浦請負制によって「地先の海」の利用が自由にできなかった時代が140年近く続き、海洋資源を海村共同体が独占的に利用することは、不可能に近かったと推察できる。

しかし、明治34年に「明治漁業法」が施行され、「地先の海」が海村共同体の専用漁業権漁場となり、名実共に「村のなわばり」になったことで、「地先の海」から得た海洋資源について、海村共同体内での共有認識が生まれ、地域住民でテングサ利益の分配がなされたものと考えられる。

謝 辞

本稿を執筆するにあたり、多くの方々からご指導やご助言をいただき、末筆ながら心より御礼を申し上げます。指導教官であった名古屋大学大学院・嶋田義仁教授には多くのご指導をいただきました。また、歴史文書史料の扱いについては、下田市史編纂委員長・静岡大学名誉教授・原秀三郎先生、同下田市史編纂室・高橋廣明先生、静岡産業大学総合研究所・中村羊一郎先生にご指導いただきました。さらに、未公開の『下田市須崎区有文書』を調査させて下さった2004年当時の須崎区長・土屋さん、古文書調査に協力をして下さった清水小次郎さんなど、多くの方々のご協力をいただきありがとうございました。

【補注】 静岡県下田市須崎区有文書について

本稿で使用した「下田市須崎区有文書」は、非公開史料である。ここで史料概要について要点を記す。

1. 所有者 下田市須崎区協議会
2. 文書の全体像

下田市須崎地区の漁民会館内に置かれる、旧漁業協同組合の金庫に保管され、非公開のまま長く保存されてきた文書類で、総数1,604点である。

3. 目録作成の経緯

目録は、昭和56年頃、古川智氏、佐々木忠夫氏、高橋廣明氏を中心に作成したものである。追加目録は、その後、新たに見つかった区有文書149点の目録として、須崎区協議会員の有志により作成された。

4. 文書数（形状と点数）総数1,604点の内訳

目録分 1,455点（状726、縦帳440、横帳148、綴り81、絵図面18、袋2、帳面40）

追加目録分 149点（年代順）

5. 区有文書が書かれた期間

1674年（延宝2年）「須崎村寅御年貢可納取付之事」から1970年代「柿崎須崎一号線改良工事設計書」までのおよそ300年間である。尚、本稿で使用した文書は以下の通り。

『下田市須崎区有文書』（追加目録2）「浦手形之事」宝暦11年（1761）。

『下田市須崎区有文書』（追加目録4）「村法度定之帳」明和8年（1771）。

『下田市須崎区有文書』（目録62）「天草浦請替ニ付請書附入」元治2年（1865）。

『下田市須崎区有文書』（追加目録76）「戸数人員調べ帳」明治5年（1872）。

『下田市須崎区有文書』（追加目録81）「須崎浦天舛鮑榮螺御請負奉願上候書付」明治6年（1873）。

『下田市須崎区有文書』（追加目録82）「天草請負規定確認」明治6年（1873）。

『下田市須崎区有文書』（追加目録92）「地先海面拝借願」明治9年（1876）。

『下田市須崎区有文書』（追加目録94）「沿海村々区戸長江」明治9年5月13日（1876）。

『下田市須崎区有文書』（〇〇〇）「戸籍取調帳」明治7年（1874）～昭和45年（1970）。

- 『下田市須崎区有文書』（目録縦308）明治31年（1898）『天草会所報告書』「明治31年3月草売揚高取調書」。
- 『下田市須崎区有文書』（目録縦393）『大正元年（1912）中本区産天草及雑草栄螺売買其他収入精算書』。
- 『下田市須崎区有文書』（目録縦423）『昭和15年（1940）9月須崎配当調査簿』。
- 『下田市須崎区有文書』（追加目録○）「天草配当金控え」帳17冊、明治28年（1895）～昭和21年（1946）9月迄。

参照文献

- 秋道智彌 1994『なわばりの文化史』小学館。
2004『コモنزの人類学』人文書院。
2010『コモنزの地球史』岩波書店。
- 網野善彦 1994『日本社会再考 海民と列島文化』小学館。
- 井上真 1995「コモنزとしての熱帯林」『環境社会学研究』vol 3、pp. 15-30。
- 金田禎之 2010『新編 漁業法のここが知りたい』成山堂書店。
- 後藤雅知 2001『近世漁業社会構造の研究』山川出版社。
- 齋藤典子 2004「海女集落の形成過程にみるジェンダー秩序の形成—伊豆白浜における海女労働の分析から—」『名古屋大学人文科学研究 第33号』名古屋大学文学研究科（編）、pp. 25-38。
2009「近世史料に見る高齢者像—伊豆半島・須崎漁村の事例を中心として—」『比較人文学年報NO. 6 2008』名古屋大学文学研究科（編）、pp. 37-60。
- 高橋美貴 2002「近世における漁場請負制と漁業構造」後藤・吉田編『水産の社会史』山川出版社、pp. 41-77。
- 辻唯之 1994『明治漁業制度と県漁業』香川大学経済論叢 第67巻第1号、pp. 21-48。
- 二野瓶徳夫 1962『漁業構造の史的展開』御茶ノ水書房。
- 羽原又吉 1952-1957『日本近代漁業経済史』上・下巻 全4冊岩波書店。
- 保立道久 1987「中世における山野河海の領有と支配」朝尾直弘他（編）『日本の社会史2 境界領域と交通』岩波書店。

- 益田庄三 1970『漁村社会の基礎構造上・下』白川書院。
山口徹 2007『沿岸漁業の歴史』成山堂書店。
和田捷雄 1956『漁村の史的展開』時潮社。
賀茂郡白浜村 1936『白浜村心太草採収ノ顛末概要』。
インターネット検索資料
福富恭禮 編 1888『徳川政府律令要略』廣道館發兌デジタル版 PP. 16-17
<http://dlndl.go.jp/infondljp/pid/787025> (国立国会図書館デジタルコレクション) (2018年10月15日閲覧)
Christy, F.T. 1982. Territorial use rights in marine fisheries: Definitions and conditions. *FAO Technical Papers 227, Food and Agricultural Organization of the United Nations.*
<https://bit.ly/2EpTL67> (2018年10月15日閲覧)

注

- 1 律令国家が成立した7世紀後半、天皇が排他的に利用する御厨と呼ぶ漁場ができ、天皇や神社に貢納するための水産物や淡水魚の漁撈を行なう特権的な海民がいた。水産物を調達する集団は贄人、雑供戸と称され、天皇家の内膳司に直属していた。902年「御厨整理令」で天皇家以外の貴族や寺社が私的に御厨を持つ事を禁止した。数年後、内膳司に所属する贄人は全国で自由な漁業特権を与えられた。[網野 1994]
- 2 江戸時代は、本百姓のこと。
- 3 本文書の詳細は [補注] を参照。
- 4 近世(1800年代)に入ると換金商品としてのテングサの価値が高くなるとともに、領主による海面支配が進んだ。その結果、それまで自由に畑の肥料として農民が海から採っていたテングサを採ることができなくなった。その代わり、領主より「畑地肥料助成金」が村に下付され、村では石高に応じて村民に分配していた。
- 5 江戸時代、田畠や家屋敷は所有するが、特別な家格や権利を持たない本百姓、あるいは小作などの下層農民をさす。
- 6 人口の空欄は、須崎村が濱崎村の一部であったため、独自の人口統計資料がないことによる。

- 7 元文2年(1737)に徳川幕府から出された『評定所御定書』には、「磯は地付根付、沖は入会」とする原則が掲載されている。
- 8 原本の入手が困難なため、本稿では明治21年に福富恭禮によって編集された『徳川政府律令要略』デジタル版を引用する。
- 9 中世、近世に農・工・商に課した雑税。
- 10 明確ではないが刈立は、海中に生える藻草(ひじき等)を鎌で刈り取ることと、推測できる。
- 11 海石については、海底の整備のために石を投げ込み魚礁や船着場を作ったりする作業と推測される。浦役永とは、浦の整備など、海民に課せられた労働による付加税のこと。
- 12 船役永は、海民に課した船に関する労働による付加税のこと。
- 13 綱の沖漁は沖合一本釣り漁業もしくは、延縄漁業のことと推測される。
- 14 船繫役は船を繫留させる船頭のことと推測される。
- 15 室町末期には課税の意味を持ち、江戸時代には雑税の事を指す。商・工・漁猟・運送などの営業者に課した。
- 16 中世末から近世における金納の本租付加税のこと。銀または銭で納めた。
- 17 村方三役の略。村方三役とは、江戸時代郡代・代官の支配下で幕領各村の民政に従事した名主、組頭、百姓代の総称。
- 18 江戸幕府の直轄領を支配するために設置された役所。韭山代官所は伊豆国を中心に駿河国、相模国の一部の幕府直轄領を支配するために設置された役所。代官は江川家に世襲され、享保8年(1723)～宝暦8年(1758)を除き、江川太郎左衛門を襲名した。
- 19 「魚漁分一」の対象は、鮪、鰹、鮭、しぶは(注:現在の和名は未確認)の5品目で「立魚」と呼ばれ、「立魚三分の一」と言われる税が課せられた。税額は年代によって変動はあったが、江戸時代前半期は、水揚げ総高の1.87割を金納した。一方、釣り漁は勝手次第であったが、獲物が立魚の場合は、十分の一が課せられた。しかし、釣り漁自体が小規模であったため、その徴税額はわずかであった。
- 20 請負人は高額な請負額を幕府に支払うことから、「魚漁分一」の取り立てを強行、漁民との間に紛争を招いた。さらに分一の対象となる魚種を拡大した。また、それまで分一が課せられなかった海産品に対し、新規物として新たに分一を課した。その結果、漁村は大きな損失を受けた。